

川崎市井田障害者センター電気保安員非常勤嘱託員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、健康福祉局障害保健福祉部井田障害者センターが所管する電気保安員非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

(定義)

第3条 嘱託員は、井田障害者センター電気保安員非常勤嘱託員とする。

(職務)

第4条 嘱託員の職務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 井田障害者センター及び井田障害者センターに付帯する施設・設備の電気保安業務

(2) その他、井田障害者センター及び井田障害者センターに付帯する施設・設備を管理する上で、所属長が必要と認めた業務

(定数)

第5条 嘱託員の定数は、1名とする。

(勤務場所)

第6条 勤務場所は、健康福祉局障害保健福祉部井田障害者センターとする。

(任用及び任用期間)

第7条 嘱託員は、健康福祉局障害保健福祉部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用期間は、任用の日から当該年度の3月31日までとする。

(任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第9条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第10条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(服務)

第12条 嘱託員は、勤務した日に自ら押印しなければならない。

2 嘱託員は、職務の遂行に当たって、次の各号を遵守すること。

(1) 職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

(3) この要綱による職の信用を傷つけ、又は非常勤嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前各号に定めるもののほか、嘱託員の服務は正規職員の例による。

(勤務日及び勤務時間等)

第13条 嘱託員の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間は、午前8時30分から午後4時45分の間で、1週間あたりの勤務時間は28時間45分以内とする。ただし、休憩時間は原則として正午から午後1時までとする。

勤務日は週4日間とし、割振りは所属長が別に定める。ただし、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する週休日及び休日にあたった場合は、勤務を要しないものとする。

(2) 勤務日及び勤務時間、休憩時間は業務の都合により、1日につき休憩時間を除き1日の勤務時間は7時間15分以内、1週間につき28時間45分の範囲で、所属長は嘱託員の同意の上、変更することができる。

(年次有給休暇)

第14条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という）の途中で任用された嘱託員については、その年度内における任用期間に応じて、別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第8条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すものとする。

(特別休暇)

第15条 嘱託員に対して、年次有給休暇のほか、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託職員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第16条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託職員取扱要綱に定めるところにより育児休業を取得することができる。

(部分休業)

第17条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を取得することができる。

(報酬)

第18条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第17条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第19条 嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第21条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第21条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第20条 嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第21条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第18条第2項に定める第1種報酬額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第22条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第23条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議

会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（社会保険の適用）

第24条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

（健康診断）

第25条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）

第26条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び川崎市非常勤嘱託員に関する要領その他の関係法令の定めるところによる。

（委任）

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第2（第14条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日